

(非公式訳)

投資委員会布告

2/2551 号

件名：2008-2009 年タイ投資イヤーにおける投資促進の特別政策

仏暦 2543 年(2000 年)8 月 1 日付投資委員会布告第 1/2543 号、件名「投資促進政策および原則」および仏暦 2543 年(2000 年)8 月 1 日付投資委員会布告第 2/2543 号、件名「奨励対象の業種、事業規模および条件」によって。

2008-2009 年タイ投資イヤー政策に基づく目的に達成するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資促進法第 16 条第 2 段落、第 31 条第 2 段落及び第 35 条の権限に基づき、以下の通り定め布告を発する。

1. 2009 年 12 月 31 日まで全国（バンコク市を除く）を投資奨励地区とする。

2. 以下の 3 業種カテゴリーを特別奨励対象業種とする。

2.1 省エネルギー、エネルギー代替品、その内容として。

業種 1.26 スクラップ、ゴミくず、破棄物を含む農産加工物からアルコールあるいは燃料の製造

業種 4.24 エネルギーを節約する機械・設備または代替エネルギーを使用する設備の製造

業種 4.25 燃料電池（Fuel Cell）

業種 4.26 天然ガス使用の車（Natural Gas Vehicle:NGV）用のエンジン、機械および装備の製造

業種 4.27 天然ガス利用の車の組み立て一乗用車、大型トラック製造事業

業種 5.5.24 太陽電池の製造

業種 7.1.1 電力およびスチームの製造

— 農業資材、バイオガスおよび
風力など代替エネルギーを使用
する場合

業種 7.29 乗り物のため天然ガス・サービ
ス・ステーション

2.2 高度技術を使用したもの、その内容として。

業種 2.19 アドバンス・セラミック

(Advanced Ceramic) 製品の製造

業種 3.1.1 天然繊維または人造繊維の製造

— Functional Fibre

業種 3.9 医療用の器具、機器の製造

業種 3.14 科学機器の製造

業種 4.2 機械および備品の製造

— 金型、ダイ (Mold & Die) お
よびその部品の製造

— Jig & Fixture

— Turning machine, drilling
machine, boring machine, milling
machine, grinding machine,
machining center, gear cutting and
finishing machine, die sinking EDM,
wire cut EDM, Laser beam machine,
plasma arc cutting machine, electron
beam machine, broaching machine,
deburring machine という工業機
械の製造

— 高度精密機械に使用する切断、
洗浄、切削、研磨、ねじ込み用
の備品および資材の製造

— Farm Machinery、Food
Processing Machinery の製造

- トラクター用トランスミッション製造事業
- 業種 4.7 航空機および部品、航空機に使用する備品の製造または修理
- 業種 4.8 乗り物の部品の製造
 - Automatic transmission
 - CVT transmission (Continuous Variable Transmission)
 - ハイブリッド自動車や燃料セル自動車のための Traction motor 製造事業
 - Electronic stability control (ESC)
 - Regenerative braking system
- 業種 5.4.3 工業用の自動機器の備品の製造
- 業種 5.5 電子機器用の部品または備品の製造
 - Wafer, media/substrate など
 - Hard disc drive parts
 - LCD panel, OLED panel など
 - Flat panel display
- 業種 5.6 マイクロエレクトロニクス用の素材または基盤の製造
 - IC wafer
- 業種 5.7 電子産業の設計
 - IC Design
- 業種 7.12 研究および開発
- 業種 7.13 理科学実験室
- 業種 7.14 計測器校正 (Calibration)
- 業種 7.15 人材開発
- 業種 7.30 バイオテクノロジー
- 2.3 環境にやさしい素材および製品の製造事業
- 業種 6.17 環境にやさしい化学製品の製造 (Eco-friendly Chemicals)

業種 6.18 環境にやさしい製品製造 (Eco-friendly products)

3. 第 2 項における事業への権利・恩典は次の通り。

3.1 機械の輸入関税を免除する。

3.2 上限なしで 8 年間法人所得税を免除する。

3.3 第 31 条第 1 項または第 2 項による期限満了日か、法人所得税免除の恩典が与えられない奨励事業の場合は奨励事業に収入が発生した日より最高 5 年間投資の利益に対し法人所得税を通常税率の 50% 減税する。

3.4 法人所得税を計算するにあたり奨励事業に収入が発生した日より 10 年間、奨励事業に使われた運送費、電気代、水道料の金額を 2 倍控除することを許可する。

3.5 通常の減価償却費を控除するほか、奨励事業に収入が発生した日より 10 年の間どの年または数年において設備の設置費用または建設費の 25% 増しで純利益より控除することを許可する。

4. 2009 年 12 月 31 日までに奨励申請をしなければならない。

5. 2008 年 1 月 1 日以降奨励申請をしたプロジェクトで本布告の有効日まで奨励事業にまだ収入が発生していないものにはこの特別政策による権利恩典を受けることを可能とする。

2008 年 (仏暦 2551 年) 11 月 5 日より有効とする。

布告日 2008 年 (仏暦 2551 年) 11 月 28 日

オーラン・チャイプラワット

内閣副総理大臣

投資委員会委員長代理